

## 「日本博」参画プロジェクト認証要領

平成31年4月1日  
独立行政法人日本芸術文化振興会  
理 事 長 決 定

### (目的)

第1条 この要領は、「「日本博」参画プロジェクト認証要領」（平成31年3月22日文化庁長官決定）第23条に基づき平成31年4月1日付で委託を受けた独立行政法人日本芸術文化振興会（以下、「振興会」という。）が、「日本博」参画プロジェクト（以下、「参画プロジェクト」という。）に認証する際に必要な事項を定め、「日本博」を通じ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成や訪日外国人観光客の拡大等も見据えつつ、政府、地方公共団体、民間企業・団体等が連携して、日本の美を体現する我が国の文化芸術を振興し、その多様かつ普遍的な魅力を発信することを目的とする。

### (認証の要件)

第2条 参画プロジェクトは、原則として日本国内で実施されるプロジェクトについて、次の要件に該当するか否かを総合的に判断した上で認証するものとする。

(1) 以下、①から⑤は必須要件とする。

- ①「日本博」の総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトに沿った内容であること。
- ②我が国若しくはそれぞれの分野における代表的な文化芸術プロジェクトであって、又は当該実施地域の代表的な特色ある文化芸術プロジェクトであって、国内外に発信するものとしてふさわしいものであること。
- ③訪日外国人の関心が高い内容若しくは訪日外国人にとって分かりやすい内容であること、又は「日本博」のプロモーションのためにプロジェクト実施の映像や画像の提供等が行われる等のインバウンド促進を喚起する取組の工夫がなされていること。
- ④プロジェクトの実現可能性が高いこと又は実施するための実績があること、かつ、プロジェクト実施することが可能な体制を有していること。
- ⑤「beyond2020 プログラム認証要領」（平成29年5月26日文化庁作成）第2条<sup>1</sup>の

---

<sup>1</sup> beyond2020を通じ、障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人が参画できる社会に向けて、文化団体や企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、以下の要件を全て満たす事業・活動をbeyond2020に認証する。

(1) 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。

なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッショ

要件を満たすプロジェクトであること。

(2) 以下、①から⑨については考慮要件とし、いずれか1つ以上を満たす必要があるものとする。

- ①それぞれの分野において独自性や優位性が大きく認められる、新規性・創造性が高いプロジェクトであること。なお、美術・文化財、舞台芸術、メディア芸術、生活文化・文芸・音楽、食文化・自然、共生社会・多文化共生、被災地復興等の複数分野が連携するプロジェクトであること、又は異なる時代の文化芸術を比較したプロジェクトであること等の工夫があると望ましい。
- ②文化財等の文化芸術資源を有効に活用するプロジェクトであって、新しい手法・演出や最先端技術を導入していること。
- ③「日本博」で培ったノウハウをその後の文化芸術活動や我が国・社会のレガシーとして生かして継続する観点が含まれたプロジェクトであること。
- ④子供・若者・高齢者・障害者等の文化芸術活動の促進や多文化共生の推進に資する取組を行うこと（企画内容や、参加者にとっての阻害要因を取り除く取組を含む）。
- ⑤被災地に関するプロジェクトであって、国内外の発信や被災地へ誘客する工夫がなされていること。
- ⑥地方への誘客に資するプロジェクトであること。
- ⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に世界にアピールする観点を含む計画であること。
- ⑧事業実施の効果について明確な目標を設定し、地元の大学やシンクタンク等の専門機関による効果検証を行う、又は事業実施の報告等で協力する計画であること。
- ⑨その他、上記①から⑧の複数要件に準ずる等、「日本博」のプロジェクトとしてふさわしい計画であること。

#### (マークの使用)

第3条 認証プロジェクトは、「日本博」のロゴマーク（以下、「マーク」という。）を使用することができる。

#### (マークの使用に関する権利)

第4条 マークの使用に関する一切の権利は、文化庁に帰属し、振興会が管理する。

---

ン、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。

(2) 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。

- ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組、
- イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

### (認証の制限)

- 第5条 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長（以下「理事長」と言う。）は、次の各号のいずれかに該当するプロジェクトについては、参画プロジェクトに認証しない。
- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
  - (2) 「日本博」のイメージを損なうと認められる場合
  - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
  - (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると理事長が認める場合はこの限りではない。
  - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると理事長が認める場合はこの限りではない。
  - (7) マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (8) その他、理事長が不適切と認める場合

### (認証の対象となるプロジェクトの実施主体)

第6条 以下に掲げる者は、理事長に対して参画プロジェクトの認証の申請を行うことができるものとする。ただし、日本国内に拠点がある者とする。

- (1) 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- (2) 地方公共団体（特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- (3) 国公立大学法人及び学校法人
- (4) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (5) 株式会社等その他法人格を有する団体
- (6) (1)から(5)までに掲げる者に準ずると認められる団体が複数の団体と連携して、日本博プロジェクトの実施計画のコアとなる事業を実施する実行委員会
- (7) (1)から(5)までに掲げる者に準ずると認められる団体

### (認証の対象とならないプロジェクトの実施主体)

第7条 理事長は、申請を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、参画プロジェクトに認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる

者の関係団体及びその役職員又は構成員

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると理事長が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、理事長が不適切と認める者

#### **(認証の申請)**

第 8 条 参画プロジェクトの認証を受けようとする場合、原則として認証を受けようとする日の 2 か月前までに、「参画プロジェクト認証申請書」（別記様式第 1 号）に関係書類を添えて申し込むこと。ただし、振興会が行うプロジェクトについて、参画プロジェクトに認証しようとする場合は、認証申請書のうち「2. 事業実施計画」の作成によって替えることができる。

理事長は、前項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる（当該プロジェクトの「日本博」プロモーションを目的とした映像や画像の提供等を含む。）。

#### **(認証の手続)**

第 9 条 理事長は、前条第 1 項の規定による認証申請があった場合は、その内容を確認し、当該申請が第 2 条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものとする。なお、理事長は必要に応じて条件を付すことができる。

- 2 理事長は、前項の規定に基づき、第 2 条に掲げる要件に適合するかを判断するにあたり、必要に応じて、文化庁「日本博」企画委員会又はその委員を含む有識者からなる委員会（以下「有識者委員会」という。）に協議することができる。
- 3 理事長は、前項に規定する認証を決定した場合は、「参画プロジェクト認証／不認証通知書」（別記様式第 2 号）等をもって当該申請者へ通知するものとする。また、認証を受けた申請者に対しては、E-mail 等によってマークのデータを送付するものとする。
- 4 認証の期間は、申請書に記載の期間とし、原則 1 年までとする。ただし、期間を超えて継続して実施するプロジェクトについては、振興会と協議の上、1 年以上の期間、申請することができる。
- 5 前条第 1 項但書の規定による場合は、第 1 項の規定に準じて確認し、認証を行うものとする。

6 理事長は、第2項に規定する認証を決定した場合は、有識者委員会に報告するものとする。

#### (認証の変更等)

第10条 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、組織・団体名、プロジェクト名、開催期間、公表可能時期、開催地・会場、プロジェクト内容、趣旨（以下、「主要事項」という。）について変更しようとする場合は、あらかじめ「参画プロジェクト認証変更申請書」（別記様式第3-1号）に関係書類を添えて申請し、理事長の認証を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の確認を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。

3 理事長は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「参画プロジェクト変更認証通知書」（別記様式第4号）等をもって当該変更申請者へ通知するものとする。

4 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、主要事項以外について変更しようとする場合は、あらかじめ「参画プロジェクト認証変更届出書」（別記様式第3-2号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

5 前条第5項の規定により認証した内容について変更しようとする場合は、第1項及び第4項に準じて変更に係る書類を作成しなければならない。

#### (実績の報告)

第11条 認証（前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、認証プロジェクトの終了後1か月以内に「参画プロジェクト実績報告書」（別記様式第5号）により認証プロジェクトの実績を提出すること。

2 振興会は、前項の報告書を精査し、必要に応じて、当該申請者より説明を聴取することができる。

#### (遵守事項)

第12条 第9条の規定により認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証プロジェクトが第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) マークの使用に当たっては、認証を受けた内容に限ること。
- (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) マークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるロゴマーク使用規定を遵守すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、マーク使用対象物等に

は販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。

- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、ロゴマーク使用規定等にのっとりマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (7) 理事長が行う認証プロジェクトの実施状況等の調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

#### (認証の取消し等)

第13条 理事長は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると理事長が認めた場合。
  - (2) プロジェクトが実施不能や中止となった場合。
  - (3) 実施主体に解散等が生じた場合。
  - (4) 第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合。
  - (5) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。
  - (6) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。
  - (7) その他認証プロジェクトの継続が不適当であると理事長が認めた場合。
- 2 理事長は、前項に規定する取消を行った場合は、「参画プロジェクト認証取消通知書」（別記様式第6号）等をもって当該取消を受けた者に通知する。
- 3 第1項の規定により認証の取消を受けた者は、認証取消の日から使用対象物にマークを使用することはできない。
- 4 理事長は、認証の取消を受けた者に対して、認証の取消を受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 理事長は、前三項の規定により、認証の取消を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 理事長は、第1項の規定による認証の取消を受けた者が、その取消後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

#### (認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等)

第14条 理事長は、本要領に基づく認証を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

- 2 理事長は、認証を受けずにマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

#### (認証条件の変更)

第15条 振興会が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証プロジェクトに関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

#### (マーク使用料)

第 16 条 マークの使用料については、無料とする。

#### (マーク使用の非独占性等)

第 17 条 本要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者並びに使用対象物等について振興会が推奨を行うものではない。

#### (経費等の負担)

第 18 条 振興会は、本要領による認証の申請、又はその内容に係る変更申請、第 12 条第 7 号に規定する照会又は認証プロジェクト及びマークの使用の実施に係る経費・役務を負担しない。

#### (非保証・免責事項)

第 19 条 振興会は、本要領により認証を行った使用対象物等について、その産地や品質の保証責任は負わない。また、振興会は、認証を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

#### (賠償責任等)

第 20 条 文化庁及び振興会は、認証を行ったことに起因し、認証を受けた者に生じた損失、又は損害について、一切の責任を負わない。

- 2 認証を受けた者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに對し全責任を負い、文化庁及び振興会に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
- 3 認証を受けた者は、認証プロジェクトの実施及びマークの使用に際して故意又は過失により文化庁及び振興会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を文化庁及び振興会に賠償しなければならない。
- 4 文化庁長官及び理事長は、前二項の規定に違反する認証を受けた者、又はマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとることができる。

#### (個人情報の取扱いについて)

第 21 条 理事長は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

#### **(情報の公開)**

第22条 理事長は、参画プロジェクトの推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

#### **(業務委託)**

第23条 振興会は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

2 振興会が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「独立行政法人日本芸術文化振興会」又は「理事長」は「受託者」に読み替えるものとする。

#### **(管轄裁判所)**

第24条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

#### **(その他)**

第25条 本要領に定めるもののほか、参画プロジェクトの認証及びマークの使用に関し必要な事項は、振興会が別に定める。

#### **附則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

日本博事務局使用欄	窓口番号	
	届出受付日	年 月 日

## 「日本博」参画プロジェクト認証申請書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 宛

届出日	年	月	日
-----	---	---	---

### 1. 団体概要

フリガナ			
組織・団体名			
フリガナ			
代表者	役職	氏名	
担当者情報	部署名	フリガナ	
	TEL	番号の間に「-」（ハイフン）は入れずに記入してください。	
	FAX [任意]		
	メールアドレス		
住所	郵便番号	ハイフンなしの7桁の数字を記入してください。	
	都道府県	市区町村	政令指定都市の場合は市名までを記入。 行政区については、町名・番地欄に記入してください。
		町名・番地	建物名・部屋番号
団体属性	以下の中から該当する選択肢を選んでください。 <input type="checkbox"/> ①：国の行政機関 <input type="checkbox"/> ②：地方公共団体 <input type="checkbox"/> ③：国公立大学法人および学校法人 <input type="checkbox"/> ④：公益法人又はこれに準ずる団体 <input type="checkbox"/> ⑤：株式会社等その他法人格を有する団体 <input type="checkbox"/> ⑥：実行委員会 <input type="checkbox"/> ⑦：その他		

2枚目に続きます

# 「日本博」参画プロジェクト認証申請書

## 2. 事業実施計画

■ 事業概要

※ 本申請書に御記入いただいた内容を、ご相談の上で、プロモーション等に使用するため引用させていただく場合がございます。また、プロモーション資料等の編集の際に、表記の統一や分量の調整を図るために、若干の修正をお願いさせていただくなど、ご協力をお願いすることがございます。預めご了承ください。

3枚目に続きます

# 「日本博」参画プロジェクト認証申請書

4枚目に続きます

■ 提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 証約書 兼 同意書 <input type="checkbox"/> 団体の活動内容がわかる書類（規約等）
	任意	<input type="checkbox"/> 企画概要・プロモーション資料など

平成31年4月版

## 誓約書 兼 同意書

私は「日本博」参画プロジェクトの認証申請の責任者として、下記の事項について誓約し、同意をいたします。

### 記

1. 本プロジェクトの実施主体は、以下のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

(3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない

(5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者

(7) 政治団体若しくはこれらに類する者

(8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

2. 前項に反した場合には、認証の取消を受けることがあることに同意し、当該取消決定を受けた場合には、これに異議を述べず、決定に従います。また、前項の違反により、文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会が損害を被った場合には、その一切を直ちに賠償するものとします。

3. 「日本博」参画プロジェクトへの申請を行うにあたり、「日本博」参画プロジェクト認証要領、ロゴマーク使用規定の内容を理解し、これを遵守することを誓約します。

4. 情報の取扱いについて

認証申請書に記入した情報は、別途公表するプライバシーポリシーに従って、文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会が「日本博」の運営及び関連情報の連絡の目的に利用することに同意します。

西暦 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 宛

住 所

組織・団体名

代 表 者 印

日本博事務局使用欄	窓口番号 報告受付日
	年   月   日

## 「日本博」参画プロジェクト実績報告書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 宛

報告日	年   月   日
-----	-----------

(\*) の項目については、「日本博」参画プロジェクトと認証された事業・活動をまとめたサイトへ掲載を予定しております。

### ■ 報告

認証番号							
プロジェクト名 (*)							
開催期間 (*)	年   月   日	～	年   月   日	日間			
開催地・会場 (*)	都道府県	市区町村	町名・番地				
	会場名						
参加者数 または 入場者数 (*)	人   (うち外国人   人   ※目視での人数等、大まかな人数でも構いませんのでご記入ください。)						
実施報告 (*)	対象にチェックを入れて、取組の実績について具体的にご記入ください。 ※1～5の項目は必須。6～14の項目はいずれか1つ以上選択してください。						
	<input type="checkbox"/> 1. 「日本博」の総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトに沿った内容で実施した。 <input type="checkbox"/> 2. 我が国若しくはそれぞれの分野における代表的な文化芸術プロジェクト又は当該実施地域の代表的な特色ある文化芸術プロジェクトであって、国内外に発信するものとしてふさわしいものとして実施した。 <input type="checkbox"/> 3. 訪日外国人の関心が高い内容若しくは訪日外国人にとって分かりやすい内容であった又は「日本博」のプロモーションのためにプロジェクト実施の映像や画像の提供等が行われる等のインパウンド促進を喚起する取組の工夫を行った。 <input type="checkbox"/> 4. プロジェクトの実現可能性が高かった又は実施するための実績があった、かつ、プロジェクト実施することが可能な体制を有していた。 <input type="checkbox"/> 5. 「beyond2020プログラム認証要領」（平成29年5月26日文化庁作成）第2条の要件を満たすプロジェクトであった。 <input type="checkbox"/> 6. それぞれの分野において独自性や優位性が大きく認められる、新規性・創造性が高いプロジェクトとして行った。なお、美術・文化財、舞台芸術、メディア芸術、生活文化・文芸・音楽、食文化・自然、共生社会・多文化共生、被災地復興等の複数分野が連携するプロジェクトであること、又は異なる時代の文化芸術を比較したプロジェクトであること等の工夫があった。 <input type="checkbox"/> 7. 文化財等の文化芸術資源を有效地に活用するプロジェクトであって、新しい手法・演出や最先端技術を導入した。 <input type="checkbox"/> 8. 「日本博」で培ったノウハウをその後の文化芸術活動や我が国・社会のレガシーとして生かして継続する観点が含まれたプロジェクトとして実施した。 <input type="checkbox"/> 9. 子供・若者・高齢者・障害者等の文化芸術活動の促進や多文化共生の推進に資する取組を実施した。（企画内容や、参加者にとっての阻害要因を取り除く取組を含む）。 <input type="checkbox"/> 10. 被災地に関するプロジェクトで国内外の発信や、被災地へ誘客する工夫を行った。 <input type="checkbox"/> 11. 地方への誘客に資するプロジェクトとして実施した。 <input type="checkbox"/> 12. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に世界にアピールする観点を含む計画として実施した。 <input type="checkbox"/> 13. 事業実施の効果について明確な目標を設定し、地元の大学やシンクタンク等の専門機関による効果検証を行った、若しくは事業実施の報告等で協力した。 <input type="checkbox"/> 14. その他、上記6から13の複数要件に準ずる等、「日本博」のプロジェクトとしてふさわしい計画として実施した。						
	※取組の中で特に効果のあったもの等の内容に関して具体的に200字程度で記述願います。						

2枚目に続きます

## 「日本博」参画プロジェクト 実績報告書

### ■ロゴマークの使用方法

ロゴマーク 使用方法	印刷物	<input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 記事 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> その他 ( )
	映像	<input type="checkbox"/> テレビ番組 <input type="checkbox"/> 動画（会場用） <input type="checkbox"/> 動画（WEBサイト掲載用） <input type="checkbox"/> その他 ( )
	WEB	<input type="checkbox"/> ホームページ URL ( ) <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> その他 ( )
	その他	使用方法について詳細を記入してください。

### ■提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 取組概要が分かるもの（事業報告書、ニュースリリース、広報チラシ等） <input type="checkbox"/> 記録写真（2～3点）※「日本博」のプロモーションのためにご協力いただく可能性があります。
	任意	<input type="checkbox"/> プロジェクトの結果に係る調査・検証報告書、アンケート結果報告書 <input type="checkbox"/> プロジェクトについて、外部有識者やマスコミなどが取り上げた記事等

### ■その他

ご意見・ご感想 [任意]	本事業についてのご意見・ご感想があれば記入してください。
-----------------	------------------------------

(別記様式第6号)

20XX年X月X日

○○○実行委員会

実行委員長

○○○○ 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長

## 「日本博」参画プロジェクト認証取消通知書

20××年×月×日付で認証した「日本博」参画プロジェクトについて、認証の取消しを決定しましたのでこれを通知します。

認証番号：0000000000

プロジェクト名：○○○○

開催期間：○○○○

開催地・会場：○○○○

取消理由：○○○○のため

以上

(別記様式第2号)

20XX年X月X日

○○○実行委員会  
実行委員長  
○○ ○○ 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長

## 「日本博」参画プロジェクト認証通知書

20××年×月×日付で申請を受け付けた以下の事業・活動について、「日本博」参画プロジェクトとして認証することを決定しましたのでこれを通知します。

認証番号：0000000000  
プロジェクト名：○○○○  
開催期間：○○○○  
開催地・会場：○○○○

以上

(別記様式第2号)

20XX年X月X日

○○○実行委員会

実行委員長

○○ ○○ 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長

## 「日本博」参画プロジェクト不認証通知書

20××年×月×日付で申請を受け付けた以下の事業・活動について、「日本博」参画プロジェクトとして認証しないことを決定しましたのでこれを通知します。

プロジェクト名：○○○○

開催期間：○○○○

開催地・会場：○○○○

不認証理由：○○○○○のため

以上

日本博事務局使用欄	窓口番号			
	申請受付日	年	月	日

# 「日本博」参画プロジェクト認証変更申請書

# 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 宛

届出日  年  月  日

▼変更の箇所に✓を入れてください。

認証番号		
<input type="checkbox"/>	フリガナ	
<input type="checkbox"/>	組織・団体名・代表者名	
<input type="checkbox"/>	プロジェクト名	○○○○○○（仮称） ※正式名が未定の場合は、最後に「（仮称）」と記載してください。
<input type="checkbox"/>	開催期間	西暦○○○○年○月○日～○月○日（又は西暦○○○○年○月頃） ※可能な範囲で詳細を記載ください。 ※調整中の場合は、○月頃など、その旨ご記入ください。
<input type="checkbox"/>	公表可能時期	西暦○○○○年○月○日（又は西暦○○○○年○月頃） ※調整中の場合は、○月頃など、その旨ご記入ください。
<input type="checkbox"/>	開催地・会場	都道府県： <input type="text"/> 市町村： 会場名：
<input type="checkbox"/>	事業概要	総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトを踏まえた趣旨を200字程度で記載願います。 ※総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトについては、日本博総合推進会議（第1回）（2018年12月26日開催）資料5を参照願います。（URL <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nihonhaku/dai1/gijisidai.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nihonhaku/dai1/gijisidai.pdf</a> ）
<input type="checkbox"/>	具体的な内容	総合テーマ「日本人と自然」及び基本コンセプトを踏まえた具体的な事業内容を記載願います。

平成31年4月版

日本博事務局使用欄	窓口番号			
	届出受付日	年 月 日		

## 「日本博」参画プロジェクト認証変更届出書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 宛

届出日	年	月	日
-----	---	---	---

▼変更の箇所に✓を入れてください。

認証番号					
<input type="checkbox"/>	担当者情報	部署名		フリガナ	
		TEL		氏名	
		FAX [任意]		番号の間に「-」（ハイフン）は入れずに記入してください。	
		メールアドレス			
<input type="checkbox"/>	住所	郵便番号		ハイフンなしの7桁の数字を記入してください。	
		都道府県	市区町村		
				政令指定都市の場合は市名までを記入。 行政区については、町名・番地欄に記入してください。	
		町名・番地			建物名・部屋番号
<input type="checkbox"/>	分野	◆主な分野（1つだけチェックしてください） <input type="checkbox"/> ①美術・文化財 <input type="checkbox"/> ②舞台芸術 <input type="checkbox"/> ③メディア芸術 <input type="checkbox"/> ④生活文化・文芸・音楽 <input type="checkbox"/> ⑤食文化・自然 <input type="checkbox"/> ⑥デザイン・ファッション <input type="checkbox"/> ⑦共生社会・多文化共生 <input type="checkbox"/> ⑧被災地復興 <input type="checkbox"/> ⑨その他			
		◆その他分野（複数選択可） <input type="checkbox"/> ①美術・文化財 <input type="checkbox"/> ②舞台芸術 <input type="checkbox"/> ③メディア芸術 <input type="checkbox"/> ④生活文化・文芸・音楽 <input type="checkbox"/> ⑤食文化・自然 <input type="checkbox"/> ⑥デザイン・ファッション <input type="checkbox"/> ⑦共生社会・多文化共生 <input type="checkbox"/> ⑧被災地復興 <input type="checkbox"/> ⑨その他			
		他機関との連携や協賛などを検討されている場合は記載願います。			
		主催：○○○○○      協力：○○○○○      その他 ○○：○○○○ 共催：○○○○○      協賛：○○○○○			

2枚目に続きます

## 「日本博」参画プロジェクト認証変更届出書

(別記様式第4号)

20XX年X月X日

○○○実行委員会

実行委員長

○○ ○○ 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長

## 「日本博」参画プロジェクト変更認証通知書

20××年×月×日付で申請を受け付けた「日本博」参画プロジェクトの変更について、変更を認証することを決定しましたのでこれを通知します。

認証番号：0000000000

プロジェクト名：○○○○

開催期間：○○○○

開催地・会場：○○○○

以上